

滋賀県フェンシング協会規約

(名称)

第1条 この協会は、滋賀県フェンシング協会(以下「本協会」という(S.F.A))と称する。

(事務局)

第2条 本協会の事務局は、会長が指定した所在地に事務局を置く。

(目的)

第3条 本協会は滋賀県におけるフェンシング競技を統轄する代表団体として、フェンシングの健全な普及発展に努めるとともに、精神ならびに体位の向上、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- ① 滋賀県のフェンシング競技に関する諸計画の実施
- ② 各競技会および講習会の開催ならびに協力
- ③ 県外競技大会に滋賀県を代表する競技者ならびに役員の選考派遣
- ④ 加盟団体の強化発展と相互の連絡調整
- ⑤ フェンシングに関する調査研究
- ⑥ 選手および審判の育成強化
- ⑦ その他、本協会の目的を達成するための諸事業

(組織および加盟)

第5条 本協会は、滋賀県に所在するフェンシング競技団体(以下「加入団体」という)および会員をもって組織する。

2 本協会は滋賀県スポーツ協会および日本フェンシング協会に加盟する。

- ① 滋賀県スポーツ協会報告役員は理事会で承認する。
- ② 日本フェンシング協会正会員は理事会の互選により選出する。

(会員)

第6条 本協会は、次の者をもって会員とする。

- ① 団体会員(加入団体に所属し、フェンシング競技者および役員として登録した者をいう。)
- ② 個人会員(団体会員以外で、フェンシング競技者および会員として個人登録した者をいう。)

(役員)

第7条 本協会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
 - ② 副会長 若干名
 - ③ 理事長 1名
 - ④ 理事 15名以内
 - ⑤ 監事 2名
- 2 本協会に副理事長を置くことができる。
- 3 本協会に名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

(役員を選出)

第8条 本協会の役員選出は次のとおりとする。

- ① 会長は理事会において決定する。
- ② 副会長は会長が委嘱し、理事会の承認を得る。
- ③ 理事長は理事会において理事の互選により決定する。
- ④ 副理事長は理事長が必要と認めるとき、理事会の承認を得る。
- ⑤ 理事は理事会において、会員中より選出する。
- ⑥ 監事は会長が委嘱し、理事会の承認を得る。
- ⑦ 名誉会長、顧問および参与は会長が委嘱し、理事会の承認を得る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- ③ 理事長は会議の議決事項および規約に基づいて業務を執行する。
- ④ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ⑤ 理事は本協会の一般会務を掌理する。
- ⑥ 監事は本協会の財務を監査する。
- ⑦ 名誉会長は本協会に意見を述べるができる。
- ⑧ 顧問は重要な会務の諮問に応じる。
- ⑨ 参与は会長が必要と認めるとき、会務に参加する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第11条 本協会に次の会議を置く。

- ① 理事会
- ② 専門委員会

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長および理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が年1回以上開催し、議長は会長がこれにあたる。ただし、理事の3分の1以上の同意があった場合は、理事会を開催することができる。
- 3 理事会は、予算、決算、役員を選出、規約の改正およびその他本協会の事業に関する重要な事項を審議する最高議決機関とする。
- 4 理事会は、委任状を含め役員3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 5 会長は、緊急を要するため理事会を開催できないときは、副会長、理事長および副理事長によって決定することができる。ただし、直次の理事会に報告し承諾を求めなければならない。
- 6 簡易な事項については、会長が書面により賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

(専門委員会)

第13条 本協会は、事業遂行上必要があるときには、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

2 専門委員会は第4条の事業に関して調査研究をする。

(専門委員)

第14条 専門委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(経費)

第15条 本協会の経費は、会費、補助金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(会計等)

第16条 本協会の会計は、一般会計および特別会計とする。

2 前項の会計の外、基金等を設ける場合は理事会の承認を得る。

3 会計年度は、いずれも毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

付則

1 この規約の定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は別に定めることができる。

付則

(施行期日)

1 この規約は、昭和41年9月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この規約は、昭和54年3月11日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この規約は、昭和63年6月21日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この規約は、令和元年5月25日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年3月7日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年5月22日から施行する。

補則

S . F . A とは S H I G A
 F E N C I N G
 A S S O C I A I O N